

お取引先様各位

新型コロナウイルス感染対策「緊急事態宣言」に対する対応について（第二報）

弊社は、新型コロナウイルス感染対策「緊急事態宣言」に対する対応として、4月17日より可能な限り出勤率を下げ、業務を継続しております。
この度、さらなる感染リスクの低減を目的として下記の2日間につきましては、原則として在宅・テレワーク対応とさせていただきますので、お知らせいたします。

1) 対象期間

4月30日(木)～ 5月1日(金)

2) 対象事業所

全拠点（相模原本社／東京支社／厚木支店／湘南支店／東北支店／大阪支店）

3) 弊社へのご連絡およびお問い合わせ

お手数でございますが、弊社各担当者の携帯電話またはメールアドレスへご連絡ください。よろしくお願いいたします。

4) 弊社への郵便および宅配便について

各事業所で受け取りますが、弊社各担当者への到着が遅れる可能性があります。
お急ぎの場合には、お手数でございますが弊社各担当者へご連絡ください。

お客様、お取引先様の皆さまには、ご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染拡大状況および政府方針により、対応内容は随時見直しを行ってまいります。

令和2年4月27日

株式会社河本総合防災